

周南市農業委員会の委員（農業委員） 募 集 案 内

令和8年7月23日をもって、周南市農業委員会（以下「委員会」といいます。）の委員（以下「農業委員」といいます。）の任期が満了することから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）及び周南市農業委員会の委員の選任に関する規則（令和5年周南市規則第1号）の規定に基づき、農業委員候補者の推薦の求め及び募集（以下これらを「募集」といいます。）を行います。

1 募集の内容

(1) 募集人数

19人（うち中立委員1人を含む。）

※ 法令により、認定農業者等が農業委員の一定割合を占めること、中立委員（委員会の所掌に関し利害関係を有せず、かつ、中立的な立場で公正な判断ができる者をいいます。）を1人以上含めること、年齢、性別等の著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこと等の規定があります。

(2) 任期

令和8年7月24日から令和11年7月23日まで（3年間）

(3) 身分

周南市の特別職の非常勤職員

(4) 報酬

月額 31,000円

※ このほか農地等の利用の最適化の推進に係る活動の実績により能率給（年額558,000円以内）が支給される場合があります。

2 主な職務内容

- (1) 委員会の総会（毎月開催）における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議及び決定並びにこれらに関連する現地調査
- (2) 農地等の利用の最適化の推進に係る指針の策定、農地等利用最適化推進施策に関する関係行政機関等への意見の決定
- (3) 農地パトロールによる遊休農地の発生防止・解消、違反転用等の早期発見・是正指導
- (4) 農業者からの相談対応及び農業者への助言・指導
- (5) 農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）と連携した農地等の利用の最適化の推進

農地等の利用の最適化の推進とは、

- ① 担い手への農地利用の集積・集約化
- ② 遊休農地の発生防止・解消
- ③ 新規参入の促進

による農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うことをいいます。

※ 任期中には、担当業務が効率的・効果的に行えるよう、業務アプリを搭載し、通信機能やGPS機能を備え、写真撮影ができるタブレット端末を貸与します。

3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

4 推薦及び応募の方法

所定の提出書類（推薦書・申込書）に必要事項を記入の上、持参又は郵送により、周南市産業振興部農業振興課まで提出してください。なお、提出書類には自署又は記名押印を必要とするため、ファックス又は電子メールでの提出は受け付けていません。

- (1) 提出書類
 - ア 個人による推薦 ……【様式第1号】農業委員候補者推薦書（個人推薦用）
 - イ 団体による推薦 ……【様式第2号】農業委員候補者推薦書（団体推薦用）
 - ウ 応募 ……【様式第3号】農業委員候補者応募申込書

- (2) 募集案内及び提出書類（推薦書・申込書）の入手方法

募集案内及び提出書類（推薦書・申込書）は、周南市ホームページからダウンロードできるほか、次の窓口にも備え付けています。なお、窓口では、令和8年2月2日（月）から配布します。

- ・周南市産業振興部農業振興課（市役所本庁舎3階⑩番窓口）
- ・各総合支所及び各支所

- (3) 募集の期間（提出書類の受付期間）

令和8年2月2日（月）から令和8年3月16日（月）まで【必着】

3月2日（月）までの募集期間としていましたが、認定農業者等が定数の過半数に満たないため、募集期間を延長します。

- ※ 提出書類を持参される場合は、周南市役所開庁時間内（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）に提出してください。
- ※ 提出書類を郵送される場合は、必ず締切期日までに届くようにしてください。
- ※ 募集の状況によっては、募集の期間を延長する場合があります。延長した場合には、周南市ホームページにてお知らせします。

5 推薦者、被推薦者及び応募者に関する情報の公表

法令に基づき、募集の期間の中間及び終了後に、推薦をした者（以下「推薦者」といいます。）、推薦を受けた者（以下「被推薦者」といいます。）及び応募した者（以下「応募者」といいます。）に関する次の情報を公表します。

- (1) 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員の資格及び要件等
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 被推薦者又は応募者が認定農業者等であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦者が当該被推薦者を別途募集する推進委員に推薦をしているか否かの別、又は応募者が推進委員に応募しているか否かの別
- (7) その他市長が必要と認める事項

6 選定方法等

周南市農業委員会委員候補者選考委員会において、書類審査（必要に応じて面接その他適当と認める方法により審査）を実施し、その結果（意見）を受けて市長が農業委員候補者を決定します。

農業委員の任命には、周南市議会の同意が必要ですが、選定の結果は、市長が農業委員候補者を決定した後、推薦者（個人推薦はその代表者）、被推薦者及び応募者に文書で通知します。

7 注意事項

- (1) 提出された書類は、返却しません。
- (2) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担となります。
- (3) 提出された書類に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に調査します。
- (4) 推進委員の被推薦者及び応募者についても、農業委員に申し込むことはできませんが、兼任することはできません。

8 その他

農業委員と連携して委員会の業務（主に現場活動）を行う推進委員を別途募集しています。

詳細については、委員会事務局や各総合支所、各支所で配布する募集案内や周南市ホームページ等をご覧ください。

9 書類の提出先及び問合せ先

周南市産業振興部農業振興課（市役所本庁舎3階⑩番窓口）

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地

電話 0834-22-8356

Fax 0834-22-8375

メール noshin@city.shunan.lg.jp

周南市ホームページ <http://www.city.shunan.lg.jp>